

様式第 1 0

循環型社会形成推進地域計画改善計画書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
鹿沼市	鹿沼市	平成 2 4 年度～平成 2 8 年度	平成 2 4 年度～平成 2 8 年度

1 目標の達成状況

(ごみ処理)

指 標	現状 (割合※ 1) (平成 2 2 年度)	目標 (割合※ 1) (平成 2 9 年度) A	実績 (割合※ 1) (平成 2 9 年度) B	実績/目 標※ 2	
排出量	家庭系 総排出量	22, 421t	21, 139t (-5. 7%)	23, 209t (3. 5%)	-61. 4%
	1 人当たりの排出量	181kg/人	174kg/人 (-3. 9%)	236kg/人 (30. 4%)	-779. 5%
	合 計 事業系家庭系総排出量合計	30, 471t	28, 449t (-6. 6%)	29, 708t (-2. 5%)	37. 9%
再生利用量	直接資源化量	2, 857t (9. 4%)	3, 044t (10. 7%)	1, 721t (5. 8%)	-276. 9%
	総資源化量	6, 557t (20. 1%)	6, 146t (20. 2%)	4, 881t (15. 7%)	-4, 400%
最終処分量	埋立最終処分量	3, 542t (11. 6%)	3, 173t (11. 2%)	3, 910t (13. 2%)	400%

※目標未達成の指標のみを記載。

(生活排水処理)

指 標	現 状 (平成22年度)	目 標 (平成29年度) A	実 績 (平成29年度) B	実績/目標 ※3
総人口	102,482人	98,880人	98,328人	—
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	5,446人	5,126人	4%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	5.3%	5.2%	-200%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	12,378人	14,734人	57%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	12.1%	16.7%	63%

※目標未達成の指標のみを記載。

2 目標達成できなかった要因

【家庭系排出量】

- ・平成18年度及び20年度と見直しを実施してきた分別に関し、時間経過とともに一部の市民において希薄となっている可能性がある。資源化可能な物を燃やせるごみとして処分しているケースが多く、搬入物検査においても散見される。家庭系総排出量の目標値と実績の差2,070tの増、総資源化量の目標値と実績の差1,565tの減となっており、混焼されてしまっている可能性は明らかである。
- ・2つ目として、粗大ごみの処理費用に起因するものである。鹿沼市においては県内の市で唯一粗大ごみの処理を無料で実施している。当然ながら粗大ごみ及び燃やせるごみなどを混載してくるケースが多く、先ごろも転売等が目的の「無料回収業者」とおぼしき搬入者より他市の燃やすごみが多数発見され、指導を行った経緯がある。当該搬入者の持ち込み数量だけでも29年度1年間で約50tにも上る。また、第一第三日曜日に「市民利用の日」として、受入業務を実施しているが、市民確認は乗車者の運転免許証のみであり、知人を介せば、他市のごみを持ち込むことはたやすい。事実不自然な登録のナンバーで来庁される方も後を絶たず苦慮している現状がある。本来、発生市町村において処理されるべきごみが相当数当市へ流入している可能性は非常に高い。
- ・3つ目として世帯数の推移である。当市においても核家族化が進み、人口は減少しているものの、世帯数は増加傾向にあるという逆転現象が起きている。平成22年度から比べると約500世帯ほど増加となっている。当然世帯数が増加すれば、共有物が減り、必要なものも概ね倍となることは明らかである。これらのことも燃やすごみ増加の要因となっていることは否定できない。
- ・家庭系排出量について、特に可燃ごみの増加が多く、資源ごみの混入も多いため、住民のごみ出し意識の低下が主要な要因と考えられる。

【総資源化量】

- ・総資源化量では、住民のごみ出し意識の低下や、ペーパーレス化による紙類の減少や事業者によるスーパー等の店頭での資源回収事業が始まったため、集団回収量が減少傾向となったこと、また、粗大ごみ処理施設の老朽化により機械による選別が適切に行われず、本来資源化すべきものを焼却処理してしまっているため、達成できなかったと考える。

【最終処分場】

- ・ごみ焼却処理施設基幹改良整備事業により、中間処理の能力が向上したため、さらなる減量化が出来るようになったが、再生利用量と同様に粗大ごみ処理施設の老朽化による影響で達成することができなかったと考える。

(生活排水処理)

- ・浄化槽の対象区域である市街化区域以外における人口が想定以上に減少したことや高齢化が進んでいるためと考える。

3 目標達成に向けた方策

目標達成年度 平成34年度

(ごみ処理)

【家庭系排出量】

- ・粗大ごみを含めたごみ処理有料化について、見直しを行い、排出抑制を図る。
- ・家庭系については、燃やすごみの分別について広報およびホームページにより周知することを行う。
- ・平成30年3月から運用を開始したごみ分別アプリを広く周知する。
- ・他部局（学校教育関係等）と連携し、集団回収報奨金制度の周知をすることにより、実施団体数の増加を図る。
- ・生ごみ処理機・コンポスト容器導入補助を継続し、生ごみの減量化をさらに推進する。
- ・搬入時に監視・指導を行い燃やすごみの減量化の徹底を指導する。

【総資源化量】

- ・粗大ごみを含めたごみ処理有料化について、見直しを行い、住民の分別意識の高揚を図る。
- ・総資源化量については、今まで周知が不十分であったその他の紙（雑紙）の分別を強化することとしたい。
- ・搬入時に監視・指導を行い可燃ごみの分別が不十分な場合は、分別の徹底を指導する。
- ・出前講座やエコライフフェア等の機会をとらえ、3Rの推進を図る。
- ・老朽化した粗大ごみ処理施設については、平成32年度を目処に改修計画を立て設備改修を行い、資源物化が図れるようにする。

【最終処分場】

上記排出量の削減および資源化の徹底、再生利用量の増を図り埋立最終処分量の減を図る。

(生活排水処理)

- ・単独処理浄化槽からの切り替えを中心に周知を行う等して、計画を進めていく。

(都道府県知事の所見)

(ごみ処理)

- ・計画期間内に達成できなかった目標について、上記記載の取組の実施により改善が期待される。
- ・県としても、改善計画が着実に実行されるよう、必要に応じて情報提供や助言等により支援していくこととしたい。

(生活排水処理)

- ・浄化槽設置整備事業に周知等により合併処理浄化槽の設置促進を図ったが、合併処理浄化槽等による汚水処理人口普及率の目標を達成しなかった。
- ・今後も、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換等について住民への普及啓発を図り、汚水処理人口普及率の向上に取り組んでいただきたい。